令和元年度定期監査（後期）結果報告書

令和元年 11 月

港 区 監 査 委 員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した令和元年度定期監査（後期）の結果を、同法同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

令和元年11月26日

港区監査委員　　徳　重　寛　之

同　　高　橋　元　彰

同　　鵜　飼　雅　彦

《目　　次》

第１　監査対象部局及び実施期間　1

第２　監査の概要　1

１　監査の主な観点　1

２　監査対象施設　2

第３　監査の結果　2

１　指摘事項　2

２　意見事項　7

第１　監査対象部局及び実施期間

対　　象	期　　間
芝地区総合支所 麻布地区総合支所 赤坂地区総合支所 高輪地区総合支所 芝浦港南地区総合支所 みなと保健所	令和元年 8 月 29 日～9 月 28 日

第 2　監査の概要

1　監査の主な観点

(1) 予算の執行について

ア　予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。

イ　予算の執行は、適法かつ合理的に行われているか。

ウ　事務処理は、適正に行われているか。

(2) 収入事務について

ア　調定は、その根拠となる法令等に適合しているか。

イ　徴収・収納事務は、適正に行われているか。

(3) 支出事務について

ア　支出は、予算目的に沿って行われているか。

イ　支出の手続きは、適正か。

(4) 現金・金券の取扱い、保管について

ア　現金・金券の取扱いは、適正に行われているか。

イ　現金・金券の保管・管理は、適正に行われているか。

(5) 契約事務について

ア　契約の方法は、適正か。

イ　権限を超えた契約及び恣意に分割している契約はないか。

ウ　契約は、適正に履行されているか。

(6) 財産管理事務について

ア　財産の管理は、適切に行われているか。

イ　物品の購入は、計画的かつ効率的に行われているか。

ウ　施設の維持管理は、適切に行われているか。

2　監査対象施設

所　　管	名　　称
芝地区総合支所	芝保育園、芝公園保育園
麻布地区総合支所	本村保育園、南麻布保育園
芝浦港南地区総合支所	こうなん保育園

第 3　監査の結果

予算の執行、収入、支出、現金・金券の取扱い及び保管、契約、財産管理等に関する事務は、おおむね適正に行われていたと認められる。

しかしながら、一部に次のような指摘事項と意見事項が見受けられたので、今後の事務処理及び事業執行にあたっては是正されることを望むものである。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係職員にその都度、是正や改善を行うよう口頭で指導した。

1　指摘事項

(1)　会計事務等に関する指導について

【麻布地区総合支所　管理課】

定期監査（後期）対象の本村保育園の支出事務において、前渡金を受けての郵券の購入（購入日：平成 31 年 2 月 18 日）の清算日が、平成 31 年 2 月 27 日であり、春季園外保育施設利用料（実施日：平成 30 年 5 月 17 日）の清算日が、平成 30 年 6 月 1 日であった。

会計事務規則第 86 条第 1 項第 1 号では、その用件終了後 5 日以内に清算書を会計管理者に提出しなければならないとされている。

また、領収書の首標金額を訂正していたものが 2 件あった。

会計事務規則第 14 条では、収入通知書、支出命令書、帳簿その他収支に関する証拠書類の金額、数量その他の記載事項は、改ざんすることができないと規定し、会計事務の手引

きには、請求書及び領収書の首標金額の訂正はできないと記載している。

収納事務及び支出事務については、会計事務規則に基づく適正な処理を行うべきであり、保育園を所管する管理課として、会計書類の適切な作成について各園へ指導・徹底すべきである。

⑵ 清算事務の遅延について

【芝地区総合支所　協働推進課】

芝・ネイチャー大学校(実施現地視察) 地外旅費（旅行日：平成30年12月20日）については、概算払いで3人分の旅費が支払われ、内1人の旅行が取消されたため、平成30年12月12日に3,388円戻入を行ったが、旅行を実施した2人分の旅費について清算を行っていなかった。

また、芝・ネイチャー大学校(実施現地視察) 地外旅費（旅行日：平成31年1月21日）については、概算払いで支払われ、清算日が平成31年4月16日で処理されていた。

会計事務規則第86条第1項第1号では、その用件終了後5日以内に清算書を会計管理者に提出しなければならないとされている。清算手続きについては、会計事務規則に基づく適正な処理を行うべきである。

⑶ 清算事務の遅延について

【赤坂地区総合支所　協働推進課】

以下の近接地外旅費は、概算払いで支払われ、用件終了後5日以内に清算されていなかった。

① 田舎の夏休み体験教室にかかる地外旅費（旅行日：平成30年8月2日～4日、清算日：平成30年9月4日）

② 郡上市発祥祭参加にかかる地外旅費（旅行日：平成30年7月14日～15日、清算日：平成30年7月25日）

③ 平成30年度赤坂青山町会連合会・清掃協力会研修旅行参加に係る地外旅費（旅行日：平成30年6月3日～4日、清算日：平成30年6月15日）

④ 田舎の夏休み体験教室実地踏査にかかる視察の地外旅費（旅行日：平成30年5月13日～14日、清算日：平成30年6月1日）

会計事務規則第86条第1項第1号では、その用件終了後5日以内に清算書を会計管理者に提出しなければならないとされている。清算手続きについては、会計事務規則に基づく適正な処理を行うべきである。

⑷ 清算事務の遅延について

【みなと保健所　生活衛生課】

第62回生活と環境全国大会参加の地外旅費（旅行日：平成30年10月18日～19日）に

ついては、概算払いで旅費が支払われ、清算日が平成30年10月29日で処理されていた。

会計事務規則第86条第1項第1号では、その用件終了後5日以内に清算書を会計管理者に提出しなければならないとされている。清算手続きについては、会計事務規則に基づく適正な処理を行うべきである。

(5) 領収書に基づかない補助金額の確定について

【芝地区総合支所　協働推進課】

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金において、青少年の健全な育成を推進することを目的とした事業に対し、経費の一部を補助している。

港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱第7条では、会計年度が終了したときは、交付額確定のための実績報告書に領収書の写しを添付して提出することとしている。しかし、「平成30年度港区青少年対策三田地区委員会組織活動補助金実績報告書」（補助金額：688,600円）には、キャンプ用品38,474円の領収書の写しではなく、インターネットショッピングの注文画面の写しが添付されていた。

インターネットショッピングの注文画面の写しは、経費の支出を証するものではないことは明白である。

補助金の清算、確定に関し、補助対象事業に要した経費の支払いを証する書面の確認は、手続きの根幹に関わる事項であり、これを怠ったことは誠に遺憾である。公金の支出の透明性から港区青少年対策地区委員会の組織活動補助金等交付要綱に基づき、適切に処理すべきである。

(6) 領収書に基づかない補助金額の確定について

【芝浦港南地区総合支所　協働推進課】

港区安全安心まちづくり補助金において、区内団体の自主的な生活安全活動等に対し、その経費の一部を補助している。

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱第10条第10号様式では、会計年度が終了したときは、交付額確定のための実績報告書とともに領収書の写しを添付することとしている。しかし、安全安心まちづくり補助金（生活安全活動費）の『台場防犯隊実績報告書』（補助金額：150,000円）には、領収書の写しが添付されていなかった。

補助金の清算、確定に関し、補助対象事業に要した経費の支払いを証する書面の確認は、手続きの根幹に関わる事項であり、これを怠ったことは誠に遺憾である。公金の支出の透明性から港区安全安心まちづくり補助金交付要綱に基づき、適切に処理すべきである。

(7) 補助金事務の適正な処理について

【赤坂地区総合支所　まちづくり課】

港区みどりを守る条例及び港区みどりを守る条例施行規則において、区が指定した保護

樹木等の保存に関し、その経費の一部を補助している。

平成30年度保護樹木・樹林の補助金は、平成31年2月3日から18日の間に申請書を受理した補助金30件（補助金額：829,000円）については、5月15日付で一括して補助金交付決定がなされ、平成30年度予算から補助金が支出されていた。

また、本件補助金交付決定は、総合支所長専決で処理するべきところ課長専決で処理されていた。

本件補助金について、2月中に申請書を受理していたにもかかわらず、迅速な処理を行わなかったため、平成30年度中に交付決定することができず、令和元年度になってから交付決定を行った。このため、地方自治法施行令第143条により、本件補助金支出の会計年度所属区分は、補助金交付決定の日の属する年度である令和元年度となったにもかかわらず、平成30年度予算から支出したものである。補助金交付申請の受理から交付決定・支出までの進捗管理が極めて杜撰であるとともに、会計年度区分の基礎的な理解が不足していると言わざるを得ず、平成30年度決算数値にも影響するものであり、極めて遺憾である。

また、総合支所長専決で処理するべきところ課長専決で処理されていたことは、組織として事務管理の適正化を図るとともに、総合支所長、課長、係長は事案専決規程に基づく決裁区分を再認識し、適正な事務処理を行うべきである。

さらに、平成30年度保護樹木・樹林の補助金（追加分）1件（補助金額：7,500円）については、令和元年5月20日に申請書を受理し、同日付で交付決定がなされ、平成30年度予算から支出されていた。

本件補助申請については、年度内の補助金申請を指導すべきであったにもかかわらず令和元年度になってから漫然と受理したこと、そして、交付決定が5月であり、地方自治法施行令第143条の規定により、補助金支出の会計年度は、補助金交付決定の日の属する年度である令和元年度となったにもかかわらず、平成30年度予算から支出したことは、当初分として交付決定した事案同様に極めて遺憾である。

地方公務員として身につけておくべき地方自治法等基礎的な知識を再度確認するとともに、補助金交付申請を受けてから支出までの一連の事務処理の進捗状況を組織的に確認する体制を整備し、会計事務規則、関係要綱の規定に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

⑻ 補助金事務の適正な処理について

【高輪地区総合支所　協働推進課】

港区町会等補助金において、住民が自主的に行う地域貢献活動及び地域振興活動に対し、町会等の経費の一部を補助している。

港区町会等補助金交付要綱第11条は、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、港区町会等補助金確定通知書により通知するものとしている。平成30年度高輪地区町会等補助金交付団体44団体中42団体の平成30年度港区町会等補

助金の交付額の確定（交付確定額：14,305,600 円）は、起案日が令和元年 5 月 28 日で、決裁日が令和元年 7 月 3 日であり、確定通知の施行は、令和元年 7 月 25 日であった。補助金は、交付決定した年度の予算で執行すべきものである。補助金の額の確定は、交付した補助金が確定した額を超える場合には返還を求めることを含む一連の行為であることから、遅くとも出納整理期間内に行うべきであるにもかかわらず、翌年度になってから確定したことは遺憾である。

補助金交付申請を受けてから確定までの一連の事務処理の進捗状況を組織的に確認する体制を整備し、地方自治法施行令、会計事務規則、関係要綱の規定に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

(9) 業務の再委託の協議もれについて

【赤坂地区総合支所　管理課】

空気環境測定及び水質検査業務委託（赤坂地区保育園）では、再委託は原則禁止としているが、本件契約仕様書に定める年 2 回の水質検査結果報告書は、受託事業者とは別の事業者から提出されていた。

また、再委託の協議は行われていなかった。

委託業務については、所管課は状況を的確に把握し、業務を管理しなければならない。

しかし、所管課は受託事業者からの報告書に、受託事業者とは異なる事業者からの報告書が添付されていたにもかかわらず、確認を怠り、支出していたことは極めて不適切である。

受託事業者に対し、業務の再委託をする場合には事前に書面による申請及び承認を受けるよう強く指導するとともに、再委託の承認に際しては、受託事業者から説明を求めるなど、その内容を詳細に検討し、再委託の必要性を判断すべきである。

(10) 契約事務の適正な処理について

【高輪地区総合支所　区民課】

セーフティネットワークゴム印等の購入（契約金額：11,000 円）は、契約日が平成 30 年 11 月 2 日のところ、納品書の日付は、平成 30 年 10 月 30 日であり、契約前に納品されていたこととなる。

単身世帯実態調査等使用文具の購入（契約金額：43,500 円）は、契約日が平成 30 年 11 月 1 日のところ、納品書の日付は、平成 30 年 10 月 30 日であり、契約前に納品されていたこととなる。

契約締結前に購入しようとしている物品が納品されることは、契約法上ありえないことは明白であり、極めて遺憾である。

見積書の徴取、契約、納品、請求、支払いという一連の事務処理の進捗状況を組織的に確認する体制を整備し、会計事務規則、契約事務規則の規定に基づく適正な事務処理を徹底すべきである。

2　意見事項

⑴ 補助金事務の適正な処理について

【芝地区総合支所　協働推進課】

港区安全安心まちづくり補助金において、区内団体の自主的な生活安全活動等に対し、その経費の一部を補助している。

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱第10条では、防犯カメラ等整備費補助金交付決定者は、事業実施年度の翌年度の4月5日または、整備完了日から起算して21日を経過した日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければならないとしている。

愛宕防犯カメラ設置協議会の防犯カメラ工事（補助金額：1,458,000円）は、平成31年3月29日に完了しているが、実績報告書の提出は令和元年5月17日であり、補助金額の確定は令和元年5月27日であった。

港区安全安心まちづくり補助金交付要綱に基づき、適正な処理を行われたい。

⑵ 誤った記載をした補助金申請用紙の使用について

【麻布地区総合支所　協働推進課】

港区老人クラブ活動助成金において、高齢期の生活を豊かなものとするとともにいきいきとした高齢社会の実現に資するため、老人クラブの経費の一部を助成している。

平成30年度老人クラブ活動助成金の交付申請については、申請書に「平成30年度老人クラブ運営費の助成金を下記により申請します。」と記載すべきところ、「平成28年度老人クラブ運営費の助成金を下記により申請します。」と誤って記載した用紙を使用したものが全9団体中7団体あった。

基本的事項の誤りであり、用紙交付の際などに容易に訂正が可能であったにもかかわらず、一連の補助金交付手続きのなかで十分な確認がなされなかったことは、遺憾である。区民の信頼を損ねることにも繋がることから、慎重な事務処理を行うとともに、組織的な確認体制を整えられたい。

⑶ 清算払いの地外旅費の支出について

【麻布地区総合支所　管理課】

あきる野自然体験地外旅費（南麻布・飯倉・西麻布・本村保育園分）については、清算払いで支出されており、旅行日が平成30年4月23日（南麻布・飯倉・西麻布保育園園外保育実地踏査分）、5月24日（本村保育園園外保育）、7月11日（南麻布保育園園外保育）

のところ、請求日は10月4日、支払日は10月18日であった。

あきる野自然体験地外旅費（飯倉・西麻布・麻布保育園分）については、清算払いで支出されており、旅行日が平成30年4月23日（麻布保育園園外保育実地踏査分）、6月28日（西麻布保育園園外保育）、9月6日（飯倉保育園園外保育）、10月26日（麻布保育園園外保育）のところ、請求日は平成31年3月12日、支払日は3月26日であった。

職員が旅行命令を受けて行われたものであり、出張に要した経費については、用件終了後は速やかに処理されたい。

(4) 業務委託の確認について

【芝地区総合支所　協働推進課】

ガム痕除去作業等業務委託報告書に委託業務の履行状況を確認したことを明らかにする課長、係長、担当者の確認印がなかった。

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、収受したのち主務課長の指示により速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(5) 業務委託の確認について

【芝浦港南地区総合支所　管理課】

港南こども中高生プラザの自家用電気工作物点検報告書（12か月）、自動扉保守点検報告書（12か月）、エレベーター保守点検報告書（12か月）に委託業務の履行状況を確認したことを明らかにする課長、係長、担当者の確認印がなかった。

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、収受したのち主務課長の指示により速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(6) 業務委託の確認について

【芝浦港南地区総合支所　まちづくり課】

指定管理者候補者財務状況分析等業務委託の報告書に委託業務の履行状況を確認したことを明らかにする課長、係長、担当者の確認印がなかった。

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、収受したのち主務課長の指示により速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで

不可欠な文書である。文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(7) 業務委託の確認について

【みなと保健所　保健予防課】

以下の業務委託報告書に課長、係長、担当者の確認印がなかった。

① 小児初期救急事業委託　第3四半期分、第4四半期分

② 休日診療事業に係る業務委託　第4四半期分

③ 休日歯科応急診療事業業務委託(芝)　第4四半期分

④ 休日歯科応急診療事業業務委託（麻布・赤坂）　第4四半期分

文書管理規程では、報告書等の文書を受領したときは、収受したのち主務課長の指示により、速やかに供覧等の処理を行わなければならないとしている。

業務報告書は、所管課が主体性をもって委託業務の履行状況を確認し、管理するうえで不可欠な文書である。文書管理規程に基づいて適切に処理し、業務完了の確認を確実に行うよう努められたい。

(8) 業務の再委託の協議もれについて

【芝浦港南地区総合支所　管理課】

① 港区立芝浦アイランドこども園管理運営に関する基本協定書（平成29年4月1日付）第16条の規定では、事前に区の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。
しかし、ゴンドラ性能検査の法定点検（年1回）については、区の承認を受けないまま再委託を行った。

② 港区立港南いきいきプラザ管理運営に関する基本協定書(平成26年4月1日付)第16条の規定では、事前に区の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。
しかし、水質検査（毎月）については、区の承認を受けないまま再委託を行った。

③ 港区立しばうら保育園（あっぴぃ芝浦含む）管理運営に関する基本協定書（平成27年10月1日付）第16条の規定では、事前に区の承認を受けた場合を除いて、業務の一部を第三者に委託してはならないとしている。
しかし、水質検査(毎月)については、区の承認を受けないまま再委託を行った。

業務を再委託する場合は、事前に書面による申請にもれが無いよう、指定管理者への指導を徹底されたい。

(9) 業務委託報告書の不備について

【みなと保健所　保健予防課】

休日歯科応急固定診療事業委託（12 か月）及び平成 30 年度の休日準夜診療事業に係る業務委託（12 か月）の業務委託報告書は、表題が平成 29 年度業務委託報告書となっていた。

業務委託報告書は、支出の根拠となる証拠書類であり、内容を十分に確認してから受領するとともに、職員の適正な事務処理を徹底されたい。

(10) 支出に係る証拠書類の取扱い等に関する指導について

【会計室】

定期監査（後期）対象部局の平成 30 年度の支出に係る証拠書類（見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等）において、鉛筆で記載されていたものが 3 件、修正テープで修正されていたものが 1 件、会計証拠書類の日付が空欄であったものが 8 件、納品書原本を保存していないものが 1 件、収納金領収書の取扱いが不備であったものが 45 件あった。

会計事務に関しては、これまでも職員の経験年数・職層等に応じた説明会や、各部局に対する訪問指導を実施し、適正な事務処理の徹底に取り組んできたと理解しているが、十分な改善には至っていない。

会計書類の適切な作成と迅速な処理について、誤った処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して、引き続き指導を徹底されたい。

(11) 適正な契約事務の指導について

【総務部　契約管財課】

定期監査（後期）対象部局の平成 30 年度の契約に係る事務について、以下の事例があった。会計・契約証拠書類（見積書、請書兼検査証兼請求書、納品書等）において、鉛筆で記載されていたものが 2 件、修正テープで修正されていたものが 1 件、会計・契約証拠書類の日付が空欄であったものが 7 件、納品書原本を保存していないものが 1 件、見積書に不備があるものが 2 件あった。契約日、納入又は完了年月日、検査年月日、見積書日付、納品書日付で日付に齟齬があるものが 10 件あった。

契約事務処理については、多岐にわたり不適切な処理が散見される。不適切な処理をした所管課はもとより、全所管部局に対して適切な契約事務処理について厳重に指導されたい。

(12) 契約事務の適正な処理について

【麻布地区総合支所　管理課】

以下の請書兼検査証兼請求書には、仕様書が添付されていなかった。

① 麻布地区サマースクール in 舟形町のチラシ作成、印刷（契約金額：62,640 円）

② Ｔシャツの購入（デザイン入り）（契約金額：81,216 円）

仕様書は、本件においては、どのようなチラシ・Ｔシャツを作成するかを明示するものであり、契約の目的に沿った適正な履行を確保するために不可欠である。

契約事務等については、適正な事務処理を徹底されたい。

(13) 契約事務の適正な処理について

【高輪地区総合支所　協働推進課】

以下の請書兼検査証兼請求書には、仕様書等が添付されていなかった。

① 高輪地区生活安全・環境美化協議会 名入れタオルの購入（契約金額：152,820 円）

② 環境美化専門部会参加記念品（名入れフリクションライト）の購入（契約金額：71,280 円）

仕様書は、本件においては、どのようなタオル、フリクションライトを購入するかを明示するものであり、契約の目的に沿った適正な履行を確保するために不可欠である。

契約事務等については、適正な事務処理を徹底されたい。

(14) 契約事務の適正な処理について

【みなと保健所　生活衛生課】

以下の請書兼検査証兼請求書に添付された印刷仕様書に「別紙見本のとおり」と記載されているが、見本が添付されていなかった。

① 栄養管理ハンドブックの印刷（契約金額：139,860 円）

② 営業許可申請書等の印刷（契約金額：174,960 円）

③「衛生管理を「見える化」しませんか？」の印刷（契約金額：90,720 円）

④ 食品衛生実務講習会受講済ステッカーの印刷（契約金額：77,760 円）

印刷仕様書に添付する見本は、本件においては、どのような印刷物を作成するかを明示するものであり、契約の目的に沿った適正な履行を確保するために不可欠である。

契約事務等については、適正な事務処理を徹底されたい。

(15) 適正な契約事務等について

【高輪地区総合支所　協働推進課】

地域のあゆみ 2018 の印刷製本契約（契約金額：458,784 円）は、「契約締結日」、「納入・履行期限」、「納入又は完了年月日」、「検査年月日」がすべて平成 31 年 3 月 15 日であり、適正な履行が困難な契約内容と考えられる。

契約事務等については、計画的に実施し、適正な事務処理を徹底されたい。

(16) 緊急性の高い契約の対応について

【総務部　契約管財課】

令和元年度定期監査（後期）において、大阪北部地震における塀の倒壊事故を踏まえ、保育園敷地内のブロック塀撤去・代替柵の設置工事に関し11件、いきいきプラザ万年塀の撤去・代替柵設置工事に関し3件の契約が締結されていた。これらの工事は、一体的又は密接な関連を有する一連のものであり、計画的に実施するべき工事と考えられるが、撤去工事を緊急に実施する必要があったことなどにより、その後の設置工事まで含めて、それぞれ各課契約の範囲内の複数の随意契約として同一の事業者と契約締結されていた。

また、保育園の汚水逆流事故による食器等の購入及び保育室床改修工事等についても同様に、各課契約の範囲内の複数の随意契約として同一の事業者と契約締結されていた。

地方自治法及び同施行令では、区が締結する工事等の契約について、公平性・透明性を確保するため、競争入札を原則とし、一定の場合に随意契約ができるとしている。

随意契約は、競争入札に比し手続きが簡略であり、相手方の技術、経験等を熟知したうえで契約することができる等の長所を有するが、契約相手方が固定化するなどの恣意的な運用などにより、公正な取引の実を失する恐れもあることから、政令で定める場合にのみ締結できると規定されたものと解されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項は、随意契約できる場合として、第1号で一定の金額の範囲内の契約のほか、同項第5号で「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」と規定している。第1号の規定を受け、契約事務規則において、定められた予定価格の範囲内で各課長が随意契約できると規定している。また、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号による「緊急の必要」は、個々の状況を踏まえて長が個別に判断するものと解されている。

本件工事や物品の購入については、緊急性が高く早急な対応が必要と指示されたため、所管課が各課契約の範囲内の複数の契約としたものである。

このような所管課の対応は、一体的又は密接な関連を有する一連の工事等を明確な法令上の根拠もなく複数の契約としたもので、地方自治法の定める競争入札の原則を潜脱するとの疑念をぬぐえない。

また、所管課の判断で各課契約の範囲内での複数の契約とすることは、全体の予定価格にかかわらず各課での随意契約が可能となり、契約における公平性・適正性に関する職員の意識にも影響しかねない事態となることも危惧される。

契約主管部門においては、緊急時の工事等の契約時には、工事主管部門との調整が必要となることから、緊急時に備え、あらかじめ工事主管部門と契約主管部門が、地方自治法、同施行令、契約事務規則等に基づき、「緊急時」の契約の対応について、事前に協議・調整を行い、その方法を整理することが重要である。緊急時の工事・物品調達等の契約事務が、法令等に沿った手順で実施されるよう契約事務の適正かつ円滑な運用について周知徹底を図られたい。

(17)　緊急性の高い工事について

【企画経営部　施設課】

令和元年度定期監査（後期）において、大阪北部地震における塀の倒壊事故を踏まえ、保育園敷地内のブロック塀撤去・代替柵の設置工事に関し11件、いきいきプラザ万年塀の撤去・代替柵設置工事に関し3件の契約が締結されていた。これらの工事は、一体的又は密接な関連を有する一連のものであり、計画的に実施するべき工事と考えられるが、撤去工事を緊急に実施する必要があったことなどにより、その後の設置工事まで含めて、それぞれ各課契約の範囲内の複数の随意契約として同一の事業者と工事契約が締結されていた。

また、保育園の汚水逆流事故による保育室床改修工事等についても同様に、各課契約の範囲内の複数の随意契約として同一の事業者と工事契約が締結されていた。

港区工事施行規程は、港区における土木工事、建築工事、工作物の修繕等の工事の施工についての基本的な事項を定め工事の円滑・適正な施行を図るものである。同規程第11条は、工事主管課長は起工手続きを取らなければならないとしているが、同条第2項ただし書「工事の種類又は規模により、起工手続きを省略できる」と定められており、運用上、契約事務規則に定める予定価格の範囲内で各課長が随意契約できる工事契約については、起工手続きを省略している。また、同規程第15条は、緊急に工事を施工する必要が生じたときの手続きを定めている。

本件工事については、緊急性が高く早急な対応が必要と指示されたため、所管課が各課契約の範囲内の複数の工事契約としたものである。

このような所管課の対応は、一体的又は密接な関連を有する一連の工事を明確な法令上の根拠もなく複数の契約としたもので、港区工事施行規程が定める起工及び地方自治法が定める競争入札の原則を潜脱するとの疑念をぬぐえない。

また、所管課の判断で各課契約の範囲内での複数の工事契約とすることは、全体の予定価格・工事の規模等にかかわらず起工を省略できる各課での随意契約が可能となり、工事の円滑・適正な施行に関する工事所管部門の取組にもかかわらず、工事の契約・施行における公平性・適正性に関する職員の意識にも影響しかねない事態となることも危惧される。

工事所管部門においては、緊急時の工事等の契約時には、契約所管部門との調整が必要となることから、緊急時に備え、あらかじめ契約所管部門と工事所管部門が、地方自治法、同施行令、港区工事施行規程等に基づき、「緊急時」の工事の対応について、事前に協議・調整を行い、その方法を整理することが重要である。緊急時の工事が、法令等に沿った手順で実施されるよう事務の適正かつ円滑な運用について周知徹底を図られたい。